

- 70歳以上の高齢者等がタクシーを利用した場合に、初乗り運賃全額（750円）を助成していた「タワラモトンタクシー事業」については、利用可能日の拡大・利用可能時間の拡大・タクシー初乗り運賃値上げ等の影響により、事業費が年々増加しておりました。
- 国庫補助金等があるため町の財政的な負担が少ないデマンド交通tawamoと異なり、タワラモトンタクシーは基本的に全額町負担であり、利便性は高いものの、制度をこのまま維持・拡充することは、限りある町財政においては困難であるため、制度の見直し等を検討することをお伝えしておりました。
(R7年3月 第46回、R7年4月 第47回)

⇒町内タクシー事業者との合意形成を図り、令和8年4月から制度を改正することとなりましたので、次ページ以降で内容をご報告いたします。

タクシー料金助成事業「タワラモトタクシー」について

アップデート前（令和7年度）

●タワラモトタクシー利用料金助成事業

交付対象	交付枚数	助成金額
70歳以上の方	24枚	750円 (初乗り料金)
出産予定があり 母子健康手帳の交付を受けた方	24枚	
就学前の児童	24枚	
自主的な移動が困難であることを 証する書面を有する方（注）	12枚	
身体障害者手帳（1・2級）又は 療育手帳（A1・A2）を有する方	12枚	

●福祉タクシー（重度心身障害者・児福祉タクシー事業）

交付対象	交付枚数	助成金額
身体障害者手帳（1・2級）又は 療育手帳（A1・A2）又は 精神障害者保健福祉手帳（1級） を有する方	24枚	750円 (初乗り料金)

●田原本町高齢者運転免許自主返納支援事業

交付対象	助成内容
65歳以上の町民 かつ 平成28年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書等の交付を受けている方	1人1回限り、タクシー初乗り運賃助成券 12枚

アップデート後（令和8年度）

交付対象	交付枚数	助成金額
71歳以上の方（※）	36枚	500円
出産予定があり 母子健康手帳の交付を受けた方		
就学前の児童		
自主的な移動が困難であることを 証する書面を有する方		

**（※）2年に1歳ずつ段階的に75歳まで引き上げます。
令和10年度72歳以上、令和12年度73歳以上、
令和14年度74歳以上、令和16年度75歳以上**

交付対象	交付枚数	助成金額
身体障害者手帳（1・2級）又は 療育手帳（A1・A2）又は 精神障害者保健福祉手帳（1級） を有する方	36枚	750円 (初乗り料金)

交付対象	助成内容
65歳以上の町民 かつ 平成28年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書等の交付を受けている方 （※）	1人1回限り、 デマンド交通tawamo乗車券 36枚

（※）デマンド交通乗車券は、以前にタクシー初乗り運賃助成券（12枚）の交付を受けた場合、対象外となります。

タクシー料金助成事業「タワラモトンタクシー」について

各変更に対する理由と意図は下記の通りです。

●タワラモトンタクシー利用料金助成事業

項目	変更内容	変更の理由と意図
補助金額	750円（初乗り料金） ↓ 500円	補助回数（交付枚数）を増やすとともに、利用者の自己負担額（受益者負担）とのバランスを考慮し、最適化します。
交付対象	70歳以上 ↓ 2年に1歳ずつ段階的に75歳まで引き上げ	制度の持続可能性を高めるため、特に移動制約が大きい方へ重点化を図ります。
交付対象	身体障害者手帳（1・2級）又は療育手帳（A1・A2）を有する方 ↓ 福祉タクシー制度へ統合	制度を一本化することにより、利用者にとっても行政側にとっても手続きの効率化が図れます。また、タワラモトンタクシー制度では利用のできなかったタクシー事業者も利用でき、車椅子やストレッチャーに対応した車両を利用することが可能になります。
交付枚数	24枚又は12枚 ↓ 36枚	日常生活における移動機会を拡大するため、交付枚数を増やします。

●福祉タクシー事業（田原本町重度心身障害者・児福祉タクシー事業）

項目	変更内容	変更の理由と意図
交付枚数	24枚 ↓ 36枚	制度を一本化することにより、初乗り運賃補助はそのままに、交付枚数を増やし、移動制約が大きい方への支援を強化します。

●田原本町高齢者運転免許自主返納支援事業

項目	変更内容	変更の理由と意図
補助内容	タクシー初乗り運賃助成券12枚 ↓ デマンド交通乗車券36枚	車の運転をされなくなった方の移動機会を3倍に増やし、外出をサポートします。また、地域公共交通の効率的な活用により、支援を持続可能なものにします。